

愛知県在宅重度障害者手当の所得状況届を提出してください

福祉課 ☎66・1106

現在、愛知県在宅重度障害者手当を受給されている方は、毎年、手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するため、所得状況届を提出していただく必要があります。8月11日(金)～9月8日(金)までに本人あてに郵送された所得状況届を提出してください。なお、税務課での証明手続きは必要ありませんので、直接福祉課へお持ちください。

愛知県在宅重度障害者手当・特別障害者手当のご案内

福祉課 ☎66・1106

◎愛知県在宅重度障害者手当
身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害者手帳3級と療育手帳のB判定をあわせてもつ方に支給される手当です。

施設入所した場合は資格喪失の届け出が必要です。なお、施設を退所された場合は再度申請していただければ手当を受給することができます。

手当月額 7千円

支給月 4月・8月・12月

※所得制限により支給停止となる場合があります。

◎特別障害者手当

20歳以上で、日常生活に常時介護を必要とする在宅の方に支給される手当です。身体障害者手帳1・2級程度の障害が2つ以上ある方、IQ35以下でかつ身体障害者手帳1・2級程度の障害がある方、身体障害者手帳1・2級程度の肢体不自由の方で常時介護を必要とする方などが対象となります。認定診断書による審査があります。

施設入所をした場合および3カ月以上の継続した入院をした場合は資格喪失となります。

手当月額 2万6千440円

(障害の程度に応じて加算があります)

支給月 2月・5月・8月・11月

※所得制限により支給停止となる場合があります。

◎障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活に常時介護を必要とする在宅の方に支給される手当です。身体障害者手帳1・2級程度の障害のある方、IQ20以下の方

などが対象となります。認定診断書による審査があります。

施設入所をした場合は資格喪失となります。

手当月額 1万4千380円

(障害の程度に応じて加算があります)

支給月 2月・5月・8月・11月

※所得制限により支給停止となる場合があります。

がまごおり絵手紙大賞 絵手紙展

図書館 ☎69・3706

昨年度開催された「第11回がまごおり絵手紙大賞」応募作品の中から「愛・地球博の思い出」をテーマとした絵手紙約70点を展示します。

とき 8月12日(土)～30日(水)

ところ 図書館1階展示コーナー

甲種防火管理者資格 取得講習会

消防本部予防課 ☎68・0937

とき 10月12日(木)・13日(金)

午前9時30分～午後5時

ところ 市民会館 東ホール
定員 90人(申し込み順)

受講料 3千500円(テキスト代)

申し込み 9月11日(月)～29日(金)(土・日・祝日を除く)

の午前8時30分～午後5時15分に申込書(消防本部予防課にあります)を消防本部予防課へ。あいち電子申請のホームページ(<https://www.shinsei-aichi.jp>)からでも申し込みできます。

情報公開と個人情報保護制度の実施状況

行政課 ☎66・1155

平成17年度(平成17年4月1日～平成18年3月31日)の情報公開制度と個人情報保護制度の実施状況をお知らせします。詳しくは、行政課へお問い合わせください。

【情報公開制度】

◎公文書の公開

公文書の公開請求は22件で、うち3件は非公開、13件は個人情報に関する部分以外は公開し、ほかの6件はすべての公開を行いました。

【個人情報保護制度】

◎個人情報の登録件数

市の事務で、個人情報の収集・保管などが必要な場合に作る「個人情報登録簿」には、

個人情報が必要な事務の内容、個人情報の項目、収集先などが記載されており、「情報公開コーナー」で見ることができます。平成17年度中の登録簿の件数は380件でした。実施機関ごとの内訳は、次のとおりです。

実施機関	登録件数
市長	267
消防長	38
教育委員会	60
選挙管理委員会	7
公平委員会	1
監査委員	0
農業委員会	6
固定資産評価審査委員会	1
合計	380

また、個人情報の閲覧請求は2件で、閲覧交付を行いました。なお、自己情報閲覧の請求であっても、戸籍の謄本・抄本の交付などのように、申請などの手続きが他の法令などに定められている場合は、直接、その事務を担当している窓口へ請求してください。